神戸市オフィス賃料等補助制度申請補助業務委託　実施要領（公募型プロポーザル）

１　案件名称

神戸市オフィス賃料等補助制度申請補助業務委託

２　業務内容に関する事項

（１）事業目的と概要

神戸市（以下、「本市」とする。）では、都心エリアを中心とした賃貸オフィスや産業団地等への企業誘致に積極的に取り組んでいるところである。

本事業は、神戸市オフィス賃料等補助の申請補助業務委託を通じて、市外企業の市内進出・定着を一層促進するとともに、民間事業者のノウハウ等を活用した業務の正確かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（２）業務内容

- 交付申請・実績報告申請実績報告・交付申請受付業務
- 交付申請・実績報告申請実績報告・交付申請審査補助業務
- 交付申請・実績報告申請実績報告・交付申請に係る問い合わせ対応業務
- 上記業務の運営管理

（別紙「仕様書」のとおり）

（３）事業規模（契約上限額）

金 2,400,000 円（消費税含む）

（４）契約期間

契約締結日から令和９年３月 31 日まで

（５）履行場所

業務を処理する事務室は受託者の負担により市内に設置すること。

３　契約に関する事項

（１）契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

（２）委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

（３）契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

（４）契約保証金に関する事項 契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第１項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

（５）その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

４　応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

（１） 地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しないものであること。

（２） 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。

（３） 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市

指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

（４） 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

５　スケジュール

（１）公募開始　令和８年 11 月 5 日
（２）質問受付締切　令和８年 11 月 19 日
（３）質問に対する回答　令和８年 11 月 26 日
（４）企画提案書の提出期限　令和８年 12 月 18 日
（５）選定結果通知　令和９年１月中旬（予定）
（６）契約締結・事業開始　令和９年２月初旬（予定）
（７）事業完了　令和９年３月 31 日

６　応募手続き等に関する事項

（１）質問の受付

ア　受付期間　令和８年 11 月 5 日から 11 月 19 日午後５時まで

イ　提出方法　本要領に記載の担当部署宛に E メールで提出すること。その際の件名は、「【神戸市オフィス賃料等補助制度申請補助業務に関する質問】」とし、この提出方法以外による質問は一切受け付けない。

ウ　回答方法　令和８年 11 月 26 日を目安に E メールにて回答し、必要に応じて神戸市業進出総合 WEB サイト（https://kobe-investment.jp/）において公開する。

エ　その他　神戸市の回答は、本要領を補足する効力を持つ。

（２）企画提案書・見積書・参加資格を証する書類の提出

ア　企画提案書は、様式は任意、サイズは A4 とし、枚数は 40 ページ以内とし、目次をつけ、各ページの下部にページ番号を付すこと。

イ　企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。

① 提案者の企業概要
② 類似業務実績
③ 事業実施方針
④ 事業実施スケジュール
⑤ 事業実施方法
⑥ 事業実施体制
⑦ ①～⑥までの項目の記載ページ(開始～終了)を明記した記載項目対応表
※目次で同様の事項を記載している場合には省略可

ウ　見積書の様式は任意、サイズは A4 サイズとする。

エ　データ化した資料（PDF 形式）を、本要領に記載の担当部署宛に E メールで提出すること。

オ　参加資格を証する書類 ①法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）
②納税証明書（国税）
③神戸市税の滞納がないことの証明

カ　書類の受付期間は令和８年 11 月 5 日から 12 月 18 日午後５時まで

７　選定に関する事項

（１）評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

ア　業務内容の理解度、実施スケジュール・方法・体制(実施スケジュールが妥当かつ実現可能か、実施方法が正確かつ効率的に執行できるよう工夫されているか、事業実施・トラブル対策のための十分な体制が構築されているか)【50 点】

イ　応募者の受託適性等（企業概要、類似業務実績、自治体での実績 等）【30 点】
ウ　地元企業に対する加点(地元企業 10 点、準地元企業５点、それ以外 0 点)【10 点】
※地元企業　:本店を市内に有する者
準地元企業:本店が市内にないが、営業中の支店・営業所を市内に有する者
エ　価格評価点(最低提案価格/事業者の提案価格×10)【10 点】

（２）選定方法

本企画提案の審査については、事業者選定委員会において書面審査を行う。前項(1)評価基準により優れた企画・提案能力を有する事業者を優秀提案者として特定し、一または複数の優秀提案者を得点の高い順に契約の相手方の候補者とする。なお、同点の場合は、評価項目のうちアの点数が最も高いものを優先順位の高い候補者とする。以下、イ、ウ、エの評価項目の順に同様に決定する。

（３）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
(ア) 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
(イ) 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
(ウ) 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
(エ) 提出書類に虚偽の記載を行うこと
(オ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
(カ) 企画提案書及び見積書等の必要書類が提出期限を過ぎること
(キ) 見積書に記載の見積金額が本要領に定める契約上限額を超過しているとき

（４）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、神戸市企業進出総合 WEB サイト https://kobe-investment.jp/に掲載する。当該ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8　契約締結

本要領による公募は、優れた提案を行った者を選定するものであるため、選定された者と本市が協議し、本市の各種規程に基づき契約手続きを行う。

この協議には、企画提案書の趣旨を大きく逸脱しない範囲での内容の変更を含む。

なお、評価点が最も高い受託候補者が辞退又は本要領の規定に違反したとき等は、前述「７　選定に関する事項」のとおり上位の者から順に契約締結の協議を行う。

9　その他

（１）提案に要する費用、条件等

ア　企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
イ　企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第 10 条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
ウ　すべての企画提案書は返却しない。
エ　提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
オ　期限後の提出、差し替え等は認めない。
カ　参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

（２）提出先、問い合わせ先

神戸市 経済観光局 企業立地課
担当：麻生、川上
TEL：078-984-0291　E-mail：corp_re@city.kobe.lg.jp